

③教育の振興

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>①東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について、平成 23 年 7 月に取りまとめ、都道府県教育委員会等に送付した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校耐震化や津波対策、避難所機能の充実、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。</p> <p>②非構造部材（天井・照明器具等）の耐震化に関するリーフレットを都道府県教育委員会等に対して送付した。</p> <p>③学校施設の防災機能に関する実態調査（国立教育政策研究所文教施設研究センター）等を踏まえ、学校施設の防災機能の向上を図るよう都道府県教育委員会等に要請した。</p> <p>④ 学校の復興を計画する際の参考となるよう「学校からのまちづくり」を被災自治体に送付し、整備の手法として、学校施設の耐震化などの安全の確保、避難場所としての利用、学校施設と他の公共施設の複合化について示した。</p> <p>⑤東日本大震災において、学校施設が子どもの命を守っただけではなく避難所としても機能したことを踏まえ、公立学校施設の安全性を確保するため、耐震化事業について平成 23 年度当初予算（805 億円）と併せて補正予算において予算措置している（第 1 次補正予算：340 億円）。</p> <p>⑥国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学法人等」という。）の施設については、これまで「第 2 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」（平成 18～22 年度）に基づき、耐震化や医療の専門化・高度化等へ対応するための附属病院の再開発整備等を、毎年度国立大学法人施設整備費等を措置することにより計画的・重点的に実施してきた。</p> <p>⑦私立学校の耐震化を促進するため、校舎等の耐震補強に対する支援のほか、私立学校の危険建物、老朽校舎の建替え整備事業等についての利子助成を充実。（平成 23 年度当初予算：約 52 億円）</p>		

当面(今年度中)の取組み

- ⑤全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、公立学校施設の補強や改築等、地震に対して児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業を推進するとともに、防災機能の強化を図るために必要不可欠な施設整備を行う(第3次補正予算:1,627億円)。
- ⑥国立大学法人等施設の耐震化を推進する(第3次補正予算:200億円)。
- ⑦児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、地震等の災害時において地域住民の応急避難場所としての役割を果たしている学校施設について、東日本大震災の教訓を踏まえ、減災・免災及び防災機能の強化を図るために緊急に対応すべきものとして、施設の耐震化とともに、備蓄倉庫、自家発電設備等の防災機能強化のために必要な施設の整備を支援する。(23年度第3次補正予算:約150億円)

中・長期的(3年程度)取組み

- ⑤平成24年度には、平成23年度第3次補正予算に引き続き公立学校施設の耐震化事業及び防災対策事業等を実施するため、2,325億円を要求している。また、本要求に併せ、備蓄倉庫、天井材等の落下防止工事、避難経路や外階段の設置工事等防災機能の強化のための補助制度の拡充も要求している。
- ⑥「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月26日文科省大臣決定、平成23~27年度)に基づき、引き続き、国立大学法人等施設の耐震化をはじめとする防災対策等を推進する。
- ⑦学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか新たに非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備を支援するため、24年度概算要求において要求中。(24年度概算要求:約143億円)

期待される効果・達成すべき目標

- ①②③④被災地の復旧・復興及び全国の学校施設の安全性・防災機能の強化を進める上での参考となるよう、大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知することを目的としている。
- ⑤目標:平成27年度までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了させる。
耐震化率(見込み)
 - ・平成23年度第3次補正予算執行後:約89%
 - ・平成24年度要求額執行後:約90%
- ⑥目標:平成27年度までに国立大学法人等施設の耐震化を完了させる。
耐震化率(見込み)
 - ・平成23年度第3次補正予算執行後:約89%
 - ・平成24年度要求額執行後:約91%
- ⑦学校施設の耐震化をはじめとする教育条件の整備は、各学校法人の責任で行うことを原則

としているが、私立の大学等の耐震化率は、77.9%(平成 22 年 5 月現在)、私立の幼稚園から
高校等の耐震化率は 70.2%(平成 22 年 4 月現在)となっており、本予算の活用により各学校法
人の支援を強化し、私立学校施設の耐震化の向上を図る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 教育の振興	作成年月
目	(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間取りまとめ(平成 23 年 9 月策定)において、「東日本大震災が発生した際に被災地の学校がどのような対応を行ったのか、避難所としてどのような役割・機能を果たしたのかなどについては、現在、文部科学省において、記録として蓄積するための調査研究が実施されており、そこから得られる教訓等を今後の対応にさらに生かしていくことが必要である。」と記載。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時における学校対応等の在り方について調査研究を実施。 ○ 東日本大震災で避難所となった学校でどのような対応がなされたか等を整理して周知し、関係者の取組を促す。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
引き続き、東日本大震災で避難所となった学校でどのような対応がなされたか等を整理して周知し、関係者の取組を促す。		
期待される効果・達成すべき目標		
学校が避難所となった場合、各教育委員会及び学校が防災担当部局や地域と連携協力して避難所の運営を支援できるようにすることに資する。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>【青少年教育施設】</p> <p>○平成 23 年 6 月より審議をはじめた「中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」において、取りまとめられた、「これまでの意見のまとめ」(9 月 12 日)において、国立青少年教育施設が、「多数の被災者の受け入れやボランティアの拠点として機能する等、被災地の支援に重要な役割を果たした」ことを踏まえて、「青少年教育施設を防災拠点として機能強化を図る必要がある」との指摘がなされている。</p> <p>○また、(独)国立青少年教育振興機構では、ボランティアコーディネーター研修を実施するとともに、震災ボランティアに関心がある学生や青年を対象にした「緊急青年ボランティアミーティング」(第 1 回:4 月 15 日・16 日、第 2 回:7 月 1 日・2 日)及びそのフォローアップのための「東日本大震災青年ボランティアフォローミーティング」(5 月 21 日)を開催する等、ソフト面からの防災機能強化を図っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>【青少年教育施設】</p> <p>○平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災により被災した国立青少年教育施設について、学校や青少年団体をはじめとする利用者の安全を確保することを目的とした災害復旧事業を行うために必要な経費を計上(292 百万円)。</p> <p>○また、「生涯学習ネットワークフォーラム 2011」(11 月 5 日・6 日)において、今後の震災ボランティアの在り方等について検討するとともに、震災ボランティアに関心のある若者たちのネットワークづくりを促進することを目的として、「震災ボランティアと若者たち～その学びと支援を考える～」をテーマに分科会を開催することとしている。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>【社会体育施設】</p> <p>○平成 24 年度概算要求において、社会体育施設の耐震化及び防災機能の強化のため、学校施設環境改善交付金のなかで、社会体育施設緊急改修事業として費用を計上(30 億円)。</p> <p>【青少年教育施設】</p> <p>○平成 24 年度概算要求において、国立青少年教育施設の環境整備及び防災機能の強化の</p>		

ため、施設整備費補助金として費用を計上(1,973 百万円)。

期待される効果・達成すべき目標

【社会体育施設】

○社会体育施設の耐震化及び防災機能の強化により、施設利用者の安全確保や災害時の避難場所としての活用が期待される。

【青少年教育施設】

○被災した国立青少年教育施設の災害復旧等を行い、施設利用者の安全・安心な活動をより確実なものとするとともに、ハード・ソフト両面からの防災機能の強化を目指す。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(i) また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての再開を支援する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する（18 億円、安心こども基金の積み増し（文部科学省分））とともに、復興交付金の中でも措置。（再掲） ○ 復興交付金には、基幹事業の対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設（認定こども園）としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業としている。（再掲） 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次補正予算に係る上記安心こども基金について平成24年度まで期限を延長し、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての機能を備えて再開できるよう支援。（再掲） 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。（再掲） 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災した幼児児童生徒の就学を幅広く支援するため、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を創設（第 1 次補正予算：113 億円、全額国庫負担）。各都道府県において基金を設け、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する事業、小中学生に対する学用品費や通学費などを支援する事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を支援する事業、私立学校及び私立専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業に必要な経費を措置。</p> <p>○ 平成 23 年 6 月 30 日付けで、被災した幼児児童生徒に対し、民間団体や地方公共団体等が実施する奨学金事業等が積極的に活用されるよう、文部科学省ホームページ「子どもの学び支援ポータルサイト」内に「奨学金関連情報」ページを特設し、奨学金関連情報一覧を掲載。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 第 3 次補正予算において、スクールバスの運行経費など今年度中に新たに必要となる追加需要額の積み増しを図るとともに、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成 24 年度以降、当面 3 カ年（平成 24 年度～平成 26 年度）基金を延長し、就学支援を行うための経費を措置（297 億円）。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 上記の基金について、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、学校給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を当面 3 カ年実施できるよう措置。</p> <p>○ また、平成 24 年度概算要求において「高校生に対する給付型奨学金事業」として、102 億円を計上。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		

＜被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金＞

本事業は、事業の実施主体である都道府県に設置した基金を活用することにより、各都道府県における事業の実施状況によって柔軟な執行が可能となるなどの効果が期待できる。

＜高校生に対する給付型奨学金事業＞

低所得世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金を支給する都道府県に対して所要額を交付することにより、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるようになるという効果が期待できる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 当時の経済状況の悪化を受け、経済的理由にかかわらず高等学校等生徒が学業を継続できるよう、21 年度第 1 次補正予算により、都道府県が授業料減免補助(私立)や奨学金事業を実施するための高校生修学支援基金を設置するための資金(3年分)を交付(486 億円)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 震災及び円高等の影響により、私立高等学校等生徒の家計は現在も困難な状況にあることから、26 年度までの延長・積み増し(第 3 次補正予算:180 億円)。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 引き続き、高校生修学支援基金による支援を実施。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 本基金を活用することにより、経済的理由により修学が困難となった高等学校等生徒の教育機会の確保に資する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 23 年 3 月 23 日付けで行った学生の被災状況調査の結果等に基づき、被災した学生が在学する国立大学に対する国立大学法人運営費交付金(23 年度第 1 次補正予算:8 億円(対象人数:約 1,300 人)、国立高等専門学校に対する独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金(23 年度第 1 次補正予算:0.2 億円(対象人数:約 100 人)を追加措置。</p> <p>○ また、同様に私立大学に対して私立大学等経常費補助を追加措置(23 年度第 1 次補正予算:34 億円(対象人数:約 4,600 人))。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 平成 23 年 3 月 23 日付けの調査は震災直後に行ったものであり、該当学生に係る状況の全てを把握できていないことから、7 月 27 日付けで再調査を行ったところ。この調査結果に基づき、1 号補正と同様に国立大学法人運営費交付金を追加措置予定。(23 年度第 3 次補正予算:10 億円(対象人数:1 号補正を含め、約 2,900 人))。同様に、国立高等専門学校については独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金を追加措置予定(23 年度第 3 次補正予算:0.6 億円(対象人数:1 号補正を含め約 500 人))。</p> <p>○ また、同様に 5 月に行った再調査の結果に基づき、私立大学等経常費補助を追加措置予定。(23 年度第 3 次補正予算:14 億円(対象人数:1 号補正を含め、約 11,900 人))</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		

- 平成24年度概算要求において、授業料免除枠を充実させるため、国立大学法人運営費交付金にかかる経費を要求中(278億円(対象人数:約5.2万人))。
- また、同様に私立大学等経常費補助にかかる経費を要求中(3,375億円(対象人数:約4.5万人))。

期待される効果・達成すべき目標

- 東日本大震災により、自宅が全半壊したり、主たる生計支持者を亡くすなどの被災学生が多数存在している。被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないように、各大学等が行う授業料等免除に対する支援を行うことにより、学生の修学機会の確保が可能。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ (独)日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業については、震災等により家計が急変した学生等が経済的理由により、学業を断念することのないよう、緊急採用奨学金(無利子)の貸与人員枠を拡充(23 年度第 1 次補正予算:35 億円)。		
当面(今年度中)の取組み		
○引き続き被災した学生等が学業を断念することのないよう、緊急採用奨学金(無利子)の貸与を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○(独)日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業については、24 年度概算要求において、意欲と能力がありながら経済的に困窮する学生等を支援するため、従来の貸与型奨学金に給付型奨学金を加えた新たな大学等修学支援奨学金事業を創設することとし、奨学金の対象人員の拡大を図る(24 年度概算要求:1,331 億円)。		
期待される効果・達成すべき目標		
○意欲と能力がありながら経済的困窮のために大学進学等をあきらめることがないよう、毎年度、奨学金の基準適格者の全員採用を目指す。		
<24 年度概算要求> 給付・無利子貸与:38 万 8 千人(3 万人増) (うち 給付 2 万 1 千人[新規]) 有利子貸与 :96 万 1 千人(4 万 7 千人増)		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii)また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学・短期大学において、入学から卒業までの間、実学的専門教育を含む体系的な指導を行うことを通じて、学生の卒業後の社会的・職業的自立が図られるよう、大学の教育改革の取組を継続して支援する「大学生の就業力育成支援事業」を実施。 ○ 高等学校に、進路指導主事等と連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置。 ○ 鈴木副大臣名により、大学等に対し、震災の影響による採用内定取消しの状況把握及び、就職活動中の学生・生徒への一層の就職支援への配慮を通知 ○ 文部科学大臣・厚生労働大臣の連名で、主要経済団体(258 団体)等に対し、震災の影響を受けた学生・生徒への配慮を要請 ○ 学生等震災特別相談窓口・震災特別相談窓口の設置(厚労省の施策)について、学生・生徒に周知するよう各大学や都道府県教育委員会等に依頼 ○ 学生・留学生課長、児童生徒課長、生涯学習推進課長の連名で、厚生労働省と連携し、被災した学生・生徒に対して、首都圏で就職活動するための宿泊施設(オリンピックセンター等)の無償提供を行うこととし、その利用方法について通知 ○ 厚生労働大臣・文部科学大臣の連名で、経済団体(257 団体)等に対し、来春卒業予定の被災県の高校生の求人を確保することや、大学生等についても厳しい就職環境にあることから採用枠を拡大すること等に関する要請書を発出するとともに、主要な経済団体3団体を両省の政務官が直接訪問し要請 ○ 首都圏をはじめとする全国の各教育委員会に対し、被災高校生の厳しい就職状況に対する理解や各教育委員会での対応可能な協力を依頼 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き経済界、大学、関係省庁と連携し、被災した学生・生徒に対する就職支援を図る。 ○ 第3次補正予算において、若年者の就職支援の経験を有する者や地域産業界の事情に精通する者等を、緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置 		

<p>すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う経費を措置。 (「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(第1次補正予算:30億円、第3次補正 予算:4億円の内数)</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き経済界、大学、関係省庁と連携し、被災した学生・生徒に対する就職支援を図る。 ○ 平成24年度概算要求において、引き続き「大学生の就業力育成支援事業」にかかる経費を要求中(26億円)。 ○ 平成24年度概算要求において、緊急進路指導員を被災地域の高等学校等へ配置すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う事業について、引き続き実施するため、所要の経費を計上している。
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>被災した学生・生徒に対する就職支援の強化により、被災地の学生・生徒の就職率の向上が期待される。</p>

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 教職員の配置については、被災により心のケアが必要な児童生徒や学習の遅れがある児童生徒の支援等への対応のため、被災県等からの申請に基づき、本年4月及び6月に合計 1,080 名(義務:986 名、高校:94 名)の加配措置を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災県等からの具体的なニーズを踏まえて対応。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 継続的な定数措置を求める被災県等からの強い要望、被災児童一人一人に寄り添った学習支援や教育相談の充実、被災校等における地域連携や防災教育の拠点としての役割の強化等に対応するため、平成24年度の概算要求では、東日本大震災により被災した児童生徒の学習支援等のための 1,000 人の教職員加配定数の改善を計上。</p> <p>○ 引き続き、被災県等からの具体的なニーズを踏まえて教職員加配定数の改善を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災県等に対する教職員の加配措置により、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対して、学習指導面や生活指導面のきめ細やかな対応が可能。被災した児童生徒が学習面や生活面での支障なく、安心して学校生活を送ることができるようにすることが目標。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(約30億円、全額国庫負担)として、被災した幼児児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助などに対応するため、被災地域や被災した幼児児童生徒等を受け入れた幼稚園・小学校・中学校・高等学校等へのスクールカウンセラー等の派遣に必要な経費を措置。(第1次補正予算)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>さらなる心のケアの充実を図るため、第3次補正予算において、スクールカウンセラー等の派遣に加え、高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や、特別支援学校等における被災児童生徒の学習活動の充実を図るために外部専門家を活用する事業に係る経費を措置(4億円)。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>震災の影響により心のケアを必要とする幼児児童生徒等の増加が懸念されることを踏まえ、平成24年度概算要求において、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」(約55億円、全額国庫負担)を計上し、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施していく予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>本事業は、東日本大震災により被災した幼児児童生徒等を抱えている自治体等が実施主体となることから、スクールカウンセラー等の配置が、各自治体等の実情に応じて効率的に実施されるという効果が期待できる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災地では、PTAやNPO、大学等の多様な主体が復興に向けた教育支援を積極的に行っている。第3次補正予算において、被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や、今後必要となるカリキュラムや教育プログラムの作成を支援するとともに、これらの取組成果を広報することを検討中。(3億円)</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 24年度概算要求にも、自治体や大学、PTA等の教育活動を支援するための経費を計上している。本事業の成果等により、東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための復興教育の先駆的なモデルを構築することを目指す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 本事業は、PTAやNPO、大学等が行う復興に向けた教育支援の取組を支援するものであり、支援した団体による取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた復興教育の全国的な普及促進を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>【臨床心理士派遣等】</p> <p>○平成 22 年度分の委託事業を活用し臨床心理士等を派遣するとともに、平成 22 年に作成した指導参考資料(子どもの心のケアのために)を被災した県及び市町村教育委員会の要望に応じて、増刷の上発送。</p> <p>【リフレッシュ・キャンプ】</p> <p>○文部科学省及び(独)国立青少年教育振興機構主催、コカ・コーラの協賛により、子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュを図るため、外遊び・スポーツや自然体験活動を行う機会を提供する「リフレッシュ・キャンプ」を、福島県内にある国立那須甲子青少年自然の家及び国立磐梯青少年交流の家において実施(7 月 21 日～8 月 31 日にかけて、各回 3 泊 4 日で、計 18 回実施。約 4,000 人が参加。)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>【リフレッシュ・キャンプ】</p> <p>○(独)国立青少年教育振興機構の主催により、9 月から 11 月にかけて、上記 2 施設に国立岩手山青少年交流の家、国立花山青少年自然の家を加えた被災地の 4 施設において、「リフレッシュ・キャンプ《オータム》」を、参加者約 2,000 人規模で実施中。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>【リフレッシュ・キャンプ】</p> <p>○平成 24 年度概算要求においても、屋外で活動できる環境が限られている被災地域の児童生徒等を対象とした「リフレッシュ・キャンプ」にかかる費用を計上(1,268 百万円)。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>【リフレッシュ・キャンプ】</p> <p>○7 月から 8 月にかけて行ったリフレッシュ・キャンプの参加者アンケートの結果でも、外遊び・</p>		

スポーツ及び自然体験活動等は、子どもたちの心身の健全育成及びリフレッシュのために有効であることが明らかとなったことから、今後も引き続き、自然体験活動等の機会を提供すること等により、屋外で活動できる環境が限られている被災地域の児童生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子どもの学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 第3次補正予算において、地域教育コーディネーター等による地域の学びやスポーツの場の提供を通じ、放課後や週末等の児童生徒の学習支援や、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化、地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」として5億円を計上。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 平成 24 年度概算要求において、引き続き同事業について38億円を要求しており、今後、取組の一層の充実を図っていきたい。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地の自立的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくりやコミュニケーションの場づくりが進められ、地域の具体的な課題解決やコミュニティの人間関係の活性化が期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子どもの学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 地域住民が主体的に学校づくりに参画し、地域コミュニティ再生のための場づくりやコミュニケーションの場づくりを推進することにより、学校を中心とした地域のつながりや絆(地域コミュニティ)をつなぐ「地域とともにある学校づくり」を促進。</p> <p>このため、「地域とともにある学校づくり推進協議会」を開催(札幌、三重、熊本、広島で開催)。また、コミュニティ・スクール制度等についての説明会を全国の市区町村で実施(計 11 箇所で実施)。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 「地域とともにある学校づくり推進協議会」を開催予定(新潟、横浜)。また、コミュニティ・スクール制度等についての説明会を全国の市区町村で実施予定(計 14 箇所)。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 地域とともにある学校づくりを推進するため、従来からのコミュニティ・スクールの導入促進のための調査研究事業(63,600 千円)に加え、新たに「コミュニティ・スクールの充実・改善に関する実践研究事業」を要求。(20,000 千円)</p> <p>①「コミュニティ・スクールでの熟議と協働の充実に関する研究」及び、 ②「コミュニティ・スクールのマネジメント力の強化に関する研究」を推進。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 平成24年から平成28年の5年間で、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約 3,000 校)まで拡大。今後すべての学校が目指すべき「地域とともにある学校」の姿として、①学びを媒介として地域住民が集い、交流し、地域づくりなどの諸活動を行いながら地域とともに歩む学校や、②災害時にも力を発揮する地域のネットワークが構築された学校など、多様なコミュニティ・スクールの取組を普及。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 一次補正において、小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等により、被災した児童福祉施設を復旧。(約47億円)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 3次補正において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援するための経費を措置。(安心こども基金の積み増し(厚生労働省分16億円))		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な生育環境を保障するための先駆的な取組に対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 子育て関係施設の複合化、多機能化を支援することで、被災地の子どもや子育てを総合的・一体的に支える基盤が整備・強化される。		